

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和元年8月28日(水)
14時00分～15時15分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況 出席者
教 育 長 花 井 和 徳
教育長職務代理者 鈴 木 茂 之
委 員 渥 美 利 之
委 員 安 田 育 代
委 員 黒 柳 敏 江
委 員 田 中 佐和子
- (職員)
- 学校教育部長 伊 熊 規 行
学校教育部次長(教育総務課長) 吉 積 慶 太
学校教育部次長(教職員課長) 山 下 浩
学校教育部参事(健康安全課長) 花 嶋 徳 光
教育総務課就学支援担当課長 野 田 志 保
教育総務課学校・地域連携担当課長 齋 藤 美 苗
教育施設課長 袴 田 和 徳
指導課長 野 秋 愛 美
市立高等学校校長 柳 本 佳奈子
こども家庭部長 金 原 栄 行
幼児教育・保育課長 山 本 卓 司
幼児教育・保育課幼児教育指導担当課長 尾 田 淳
- (事務局職員)
- 教育総務課長補佐 影 山 和 則
教育総務課総務グループ長 田 代 智 成
教育総務課副主幹 笹 ヶ 瀬 優
- 4 傍聴者 2名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 笹ヶ瀬 優

7 記録の方法 審議事項について発言者の全部記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和元年8月28日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2名の方の傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は渥美委員と田中委員のお二人にお願いする。
会期は本日限りである。

なお、第34号議案から第36号議案については、非公開で行うため、報告事項も
含め、予定するすべての議事の最後に審議する。

それでは、第37号議案「浜松市学校運営協議会規則の制定について」教育総務課
から説明をお願いする。

(教育総務課学校・地域連携担当課長) 第37号議案「浜松市学校運営協議会規則の
制定について」説明する。議案は17ページから21ページ、議案の説明資料は23
ページになる。提案理由は、学校運営協議会制度、いわゆる「コミュニティ・スкуль」
を導入するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、必要
な事項を定めるものである。主な制定内容について説明する。第6条の関係で、対象
学校が、協議会の承認を得るべき事項は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体
構想である。校長は、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければなら
ない。第7条の関係で、協議会は教育委員会又は対象学校の校長に対して、特定の職
員に関するものを除き、対象学校の職員の採用その他任用に関する意見を述べるこ
とができる。第9条から第12条の関係で、学校運営協議会の委員の任免の手続き及び
任期として、協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、2以上の学校について
一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織する。校長は、委員となることが適
当と認められるものを選出して教育委員会に推薦し、教育委員会が、推薦された委員
のうちから任命する。また、教育委員会は、委員が教育委員会規則で定めた事項に該
当する場合は、委員を解任することができる。なお、委員の身分は特別職の地方公務
員であり、任期は3年、1回に限り再任が可能である。第14条、第15条の関係で、
学校運営協議会の議事の手続き及び運営に関し必要な事項として、協議会の会議は、
会長が招集するが、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。会議

の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。協議会の会議は、原則、公開とするが、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。以上が主な制定内容であり、施行期日は令和2年4月1日である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 規則を制定するにあたり、準拠した規則等はあるか。

(学校・地域連携担当課長) 学校運営協議会の位置づけを地方自治法に定める附属機関とし、協議会委員の任期・構成員等について、「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」を準拠した。

(鈴木委員) 学校運営協議会が、教育委員会及び学校に対して、職員の採用その他任用に関する意見を述べることができるとあるが、どの程度まで意見を述べることができるのか。

(学校・地域連携担当課長) 特定の職員に関する意見申出は出来ないが、例えば、学校の経営方針として音楽に特化した学校教育を進めるとした場合、音楽に秀でた先生の任用を求めるといった意見を述べることはできる。

(渥美委員) 学校運営協議会の会長の選定方法は。

(学校・地域連携担当課長) 会長については、第1回目の運営協議会で委員の中から互選する。

(渥美委員) 議長は会長が兼任するのか。

(学校・地域連携担当課長) 議長については、委員の中から互選によりその都度定める。

(安田委員) 学校運営協議会の年度あたりの開催回数及び開催時期の想定は。

(学校・地域連携担当課長) 開催回数については4回/年度、開催時期については、年度当初、夏前、秋及び年度末を想定している。

(教育長) その他、ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認することとする。
ここで、報告事項に移る。

(報 告)

ア 令和元年度全国学力・学習状況調査「浜松市の結果(概要)」について(指導課)

(教育長) ここからは非公開案件を審議する。恐れいるが、傍聴者の皆様には、ご退席をお願いする。

第34号議案～第36号議案 ※非公開

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。